

第1 監査の対象 市民自治部（市民自治推進課，市民窓口センター，市民相談情報課，六会市民センター，片瀬市民センター，明治市民センター，御所見市民センター，遠藤市民センター，長後市民センター，辻堂市民センター，善行市民センター，湘南大庭市民センター，湘南台市民センター，鵠沼市民センター），市民病院（病院総務課，医事課，看護専門学校教務課）及び公益財団法人藤沢市保健医療財団に係る令和元年度（2019年9月末日現在）所管業務

第2 監査の実施日 2019年12月24日（火）

第3 監査を実施した委員

監査委員	中	川	隆
同	永	井	俊二
同	井	上	裕介
同	武	藤	正人

第4 監査の結果

1 市民自治推進課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は，藤沢市市民活動支援施設の管理運営業務ほか46件で，契約金額77,572,231円（長期継続契約については，令和元年度分の契約金額である。），支出済額38,729,088円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，10件を抽出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものと認められた。

(2) 補助金の執行は適正か

9月末日現在における補助金の執行状況は，地域コミュニティ拠点施設整備支援事業補助金ほか2件で，交付決定額5,271,400円，支出済額2,142,600円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，補助金交付申請書，同決定通知書（写），支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものと認められた。

(3) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこの課が管理する施設は，高倉市民の家ほか44施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(㉞) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうか等について調査した結果、適切なものと認められた。

(㉟) 現地調査

11月19日に地域市民の家 10箇所及び普通財産 1箇所を抽出して現地を調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、高倉市民の家における自治会防災倉庫ほか 125件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

ウ 普通財産の貸付について

9月末日現在におけるこの課が管理する普通財産の貸付の状況は、旧高木邸市有地（土地）ほか 1件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

エ 施設用地等の賃借について

9月末日現在におけるこの課が管理する施設用地等の賃借状況は、藤が岡市民の家ほか 7件となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

オ 賃借物の転貸について

9月末日現在におけるこの課が管理する賃借物の転貸の状況は、江の島市民の家の飲料等自動販売機ほか 3件となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地建物転貸契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

2 市民窓口センター

(1) 証明閲覧手数料及び火葬場使用料の収入は適正か

9月末日現在における証明閲覧手数料の取扱件数は 134,966 件で、収入済額は 39,087,950 円、火葬場使用料の取扱件数は 1,080 件で収入済額は 17,250,000 円となっている。

これらが「藤沢市手数料条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、9月1

日分から同月15日分までの窓口申請分を抽出し、戸籍証明書等の請求書、住民票の写し等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書、藤沢聖苑使用許可申請書、収納金通知書等を調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

また、11月28日に窓口での取扱現金を実査した結果、現金残高は各種請求書及び申請書の内容に基づく手数料の合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、印鑑登録証明への旧氏記載対応に係る住民記録システム等改修及び施行日対応業務ほか7件で、契約金額16,992,878円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済額528,801円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

3 市民相談情報課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市コールセンター及び代表電話交換室運営業務ほか9件で、契約金額118,638,467円（単価契約における概算契約金額を含み、長期継続契約については、令和元年度分の契約金額である。）、支出済額38,297,919円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

9月末日現在におけるこの課が管理する施設は、文書館となっている。

この施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

ア 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が、「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

イ 現地調査

11月27日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

4 六会市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、六会市民センター庁舎管理等業務ほか3件で、

契約金額 12,889,870 円（長期継続契約については、令和元年度分の契約金額である。）、支出済額 5,386,826 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、再委託の承諾に係る手続がとられていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理する施設は、六会市民センターとなっている。

この施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(㊦) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(㊧) 現地調査

11月25日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、六会市民センターにおける第1種電話柱ほか4件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

5 片瀬市民センター

(1) 委託料の執行は適切か

9月末日現在における委託料の執行状況は、片瀬市民センター庁舎管理等業務ほか3件で、契約金額 7,275,124 円（長期継続契約については、令和元年度分の契約金額である。）、支出済額 2,816,892 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理する施設は、片瀬市民センターとなっている。

この施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次

のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

11月14日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、片瀬市民センターにおける第1種電柱及び支線ほか6件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果，適切なものと認められた。

ウ 施設敷地の借用について

9月末日現在におけるこのセンターが管理する施設敷地の借用状況は，片瀬市民センター駐車場（第2駐車場）となっている。

これが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，土地賃貸借契約書等を調査した結果，適切なものと認められた。

6 明治市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は，明治市民センター庁舎管理等業務ほか4件で，契約金額11,941,356円（長期継続契約については，令和元年度分の契約金額である。），支出済額4,804,868円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものとして認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理する施設は，明治市民センターほか1施設となっている。

これら施設の維持管理状況について，公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は，次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果，適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

11月29日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、明治市民センターにおける第1種電柱及び支線ほか9件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

ウ 施設の借用について

9月末日現在におけるこのセンターが管理する施設の借用状況は、ふじさわ福祉プラザとなっている。

これが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、建物賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

7 御所見市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、御所見市民センター庁舎管理等業務ほか2件で、契約金額7,510,268円（長期継続契約については、令和元年度分の契約金額である。）、支出済額3,492,358円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理する施設は、御所見市民センターほか1施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(イ) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

11月27日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、御所見市民センターにおける

室外公衆電話ボックスほか 11 件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果，適切なものと認められた。

8 遠藤市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9 月末日現在における委託料の執行状況は，遠藤市民センター庁舎管理等業務ほか 1 件で，契約金額 6,447,635 円（長期継続契約については，令和元年度分の契約金額である。），支出済額 2,628,943 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものとして認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9 月末日現在におけるこのセンターが管理する施設は，遠藤市民センターとなっている。

この施設の維持管理状況について，公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は，次のとおりである。

㊦ 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果，適切なものと認められた。

㊧ 現地調査

11 月 29 日に現地調査した結果，適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

9 月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は，遠藤市民センターにおける公衆電話ボックス及び第 1 種電話柱ほか 7 件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果，適切なものと認められた。

9 長後市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9 月末日現在における委託料の執行状況は，長後市民センター庁舎管理等業務ほか 1 件で，契約金額 9,998,640 円（長期継続契約については，令和元年度分の契約金額である。），支出済額 3,673,080 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なもの認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理する施設は、長後市民センターとなっている。

この施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

㊦ 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

㊧ 現地調査

11月25日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、長後市民センターにおける受託業務従事者詰所ほか15件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

10 辻堂市民センター

(1) 委託料の執行は適切か

9月末日現在における委託料の執行状況は、辻堂市民センター総合管理業務ほか1件で、契約金額5,417,694円、支出済額2,324,970円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、契約手続が適切でないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理する施設は、辻堂市民センターとなっている。

この施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

㊦ 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

11月18日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、辻堂市民センターにおける室内公衆電話ほか7件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

11 善行市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、善行市民センター庁舎管理等業務ほか3件で、契約金額4,141,590円（長期継続契約については、令和元年度分の契約金額である。）、支出済額2,236,626円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、再委託の承諾に係る手続がとられていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理する施設は、善行市民センターほか1施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(イ) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

11月26日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、善行市民センターにおける第1種電柱、第2種電柱、第3種電柱及び支線ほか9件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

12 湘南大庭市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、湘南大庭市民センター総合管理業務ほか2件で、契約金額9,824,628円（長期継続契約については、令和元年度分の契約金額である。）、支出済額4,507,596円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なもの認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理する施設は、湘南大庭市民センターほか1施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

㊦ 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

㊧ 現地調査

11月29日に現地調査した結果、行政財産の目的外使用に係る手続がとられていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可について

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、湘南大庭市民センターにおける第1種電柱、支線柱及び支線ほか6件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

13 湘南台市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、湘南台駅地下イベント広場活用運営等業務ほか2件で、契約金額572,000円、支出済額300,000円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同完了届、同完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なもの認められた。

14 鵜沼市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、鵜沼市民センター施設総合維持管理業務ほか4件で、契約金額10,419,815円、支出済額4,471,752円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なもの認められた。

15 病院総務課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、総合管理業務ほか101件で、契約金額2,075,164,024円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済額579,038,068円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、11件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令書等を調査した結果、再委託の承諾に係る手続がとられていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) たな卸資産の購入手続は適切か

9月末日現在におけるたな卸資産の購入状況は、貯蔵品の支出済額が1,300,702,586円、診療材料等の支出済額が963,049,102円となっている。

これらの購入手続が「藤沢市契約規則」、「藤沢市物品会計規則」、「藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、薬品にあつては18件を、職員被服にあつては4件を、診療材料にあつては21件を、給食材料にあつては25件を、医療消耗備品にあつては10件を、燃料にあつては10件を抽出して、物品購入等契約施行決裁書兼検収調書、単価供給契約書、支出命令書等を抽出して調査した結果、適切なものと認められた。

(3) 医療器械及び備品の購入手続は適正か

9月末日現在における医療器械及び備品の購入状況は、ダヴィンチほか23件で、支出済額348,145,884円となっている。

これらの購入手続が「藤沢市契約規則」、「藤沢市物品会計規則」、「藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、物品購入等契約施行決裁書兼検収調書、予算執行決裁書、物件供給契約書、納品書、支出命令書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(4) 賃借料の執行は適正か

9月末日現在における賃借料の執行状況は、職員住宅（藤沢第二寮）ほか48件で、契約金

額 233,120,632 円（単価契約における概算契約金額を含み、長期継続契約については、令和元年度分の契約金額である。）、支出済額 109,779,212 円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、10 件を抽出して賃貸借契約書、支出命令書等を調査した結果、契約内容等に不備があるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(5) 修繕費の執行は適正か

9 月末日現在における修繕費の執行状況は、135 件 48,937,785 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」、「藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、支出負担行為書、支出命令書等を調査した結果、適正に執行されているものと認められた。

16 医事課

(1) 委託料の執行は適正か

9 月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市民病院医事業務ほか 5 件で、契約金額 446,910,000 円（藤沢市民病院医業未収金回収業務に係る委託料は、回収金額に応じた成功報酬を支払うものであるため、契約金額には含めていない。）、支出済額 180,452,506 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令書等を調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

17 看護専門学校教務課

(1) 委託料の執行は適正か

9 月末日現在における委託料の執行状況は、看護専門学校給食業務ほか 4 件で、契約金額 21,532,443 円（単価契約における概算契約金額を含み、長期継続契約については、令和元年度分の契約金額である。）、支出済額 8,794,015 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、仕様書等に見直しを要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

18 公益財団法人藤沢市保健医療財団

(1) 出納その他の事務（財務）の執行は適正か

ア 調査内容等について

貸借対照表，正味財産増減計算書と総勘定元帳との突合，理事会及び評議員会の議事録等の査閲を行い，財務数値等の比較分析を行った。

主要な監査手続は以上のとおりであり，各会計年度の財務書類について適否の意見を述べるものではない。

イ 事業の状況について

この法人は，平成5年10月に藤沢市，医師会，歯科医師会及び薬剤師会により財団を設立してから今日まで，藤沢市民の健康づくりを進めることを目的として，生活習慣病の予防・改善，介護予防を中心に保健・医療・福祉が一体となった事業を展開し，平成23年7月に公益財団法人として認定されている。

この法人の定款には「藤沢市民の健康づくりを進めるため，生活習慣病等の疾病予防に向けた健診，検査と健康の保持増進に関する保健事業を行うとともに，在宅の要介護者や療養者等への訪問看護等の提供，救急医療患者等への支援等を実施することにより，医療及び福祉に関する総合的な市民サービスの向上を図り，もって藤沢市民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。」と謳われており，その目的を達成するため次の事業を実施することが定められている。

- 1 藤沢市民の健康づくりに関する事業
- 2 保健に関する相談，指導及び教育に関する事業
- 3 藤沢市国民健康保険特定健康診査に関する情報の収集，分析，評価及び提供
- 4 一般健康診断，協会健保生活習慣病予防健診，特定健康診査（社保），健康保険組合健康診断及びがん検診事業
- 5 高度医療機器の共同利用事業
- 6 訪問看護及び居宅介護支援事業
- 7 休日夜間救急医療等を支援する保険調剤薬局運営事業
- 8 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 出納その他の事務についての総括

公益財団法人藤沢市保健医療財団の運営は，収支相償を満たしているものの，費用が収入を上回る赤字の状態が続いている。民間病院の進出，介護を担う人材の不足など経営を取り巻く環境は厳しい状況にあると考えられる。

平成30年度決算における正味財産は969,228,745円となっているが，平成26年度決算の1,085,797,530円に比べると116,568,785円（10.7%）減少しており，経営状況は悪化していると考えられる。

減価償却の対象となるその他固定資産は平成30年度決算において224,135,405円が計上されているが，取得原価789,297,311円に対して減価償却累計額は565,161,906円で，有形固定資産減価償却累計率（資産老朽化率）は71.6%となっており，今後もシステムや医療機器設備等の更新に多額の出費が見込まれる。

また、保健医療財団は設立から25年が経過し、設立当初から勤務している職員の一部が長期勤続（25年以上）の対象となるため、退職金が割増となり、退職給付引当金が遡増していくことが予想される。

この経営状況の悪化に対し、「公益財団法人藤沢市保健医療財団の将来構想・提言」を平成30年3月28日に策定するとともに、藤沢市との協議により施設に関する整備負担金の見直しなど経営改善に取り組んでいるところであるが、収益の向上及び費用の縮減をより一層進める必要がある。

今後も、収支相償に配慮しながら経営状況の改善を進めるとともに、設立目的にある医療及び福祉に関する総合的な市民サービスの向上を図り、市民の健康増進と福祉の向上に寄与する運営をされたい。